

短期入所生活介護
東四つ木ほほえみの里重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

1 社会福祉法人共生会 東四つ木ほほえみの里（予防）短期入所生活介護の概要

(1) 提供できるサービスの種類

所在地	東京都葛飾区東四つ木二丁目26番15号
介護保険指定番号	短期入所生活介護（東京都1372200996号）

(2) 施設の職員体制

職種	基準上の必要人数
管理者	1（兼務可）
医師	1（兼務可）
生活相談員	1（兼務可）
介護職員、または看護職員	3
栄養士	1（兼務可）
機能訓練指導員	1（兼務可）

- ・職員体制は、必要最低基準の人数。
- ・上記職員以外にも必要に応じてその他の職員を配置することとする。

(3) 同施設の設備の概要（特別養護老人ホームと一部共用）

- ・定員7名（他空床型4名）
- ・静養室 居室（個室、2人居室、4人居室） 医務室 食堂 談話室 浴室（一般浴槽・特殊浴槽） 機能訓練室 他

2 サービス内容（入所期間により受けられるサービス回数等が異なることがあります。）

(1) 食 事 朝食 7時30分～ 昼食 12時～ 夕食 18時～

- ※ 食事開始時間は原則であり、希望によりずらすことが可能です。ただし、食事の取り置きは衛生上食事開始時間から2時間までとします。
- ※ 食事の摂取は、原則食堂にてお取いただきます。ただし、利用者の希望や心身の状況により居室やその他の場所でも可能です。
- ※献立表は、各階の食堂に掲示します。
- ※月に数度、選択食を実施します。メニューは、各階エレベータ前に掲示します。
- ※食事形態は、嚥下、咀嚼状態に応じて、常食、刻み食、極刻み食、ソフト食、ミキサー食より利用者にふさわしい形態にて提供します。
- ※医師の指示がある場合、減塩食、経管栄養食を提供します。

- (2) 特別な食事 行事やお正月の特別な食事等を用意しております。この場合実費をいただく場合があります。
- (3) 居室 提供する居室は個室と多床室ですが、居室の選定は利用者の心身の状況を勘案し当施設が選定します。
- (4) 入浴 原則として1週当たり2回入浴ができますが、入所の曜日によっては1回の時もあります。但し、心身の状況によっては特別浴や清拭となる場合があります。
- (5) 介護 着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動付き添い、体位交換等
※ 介護用品、福祉用具については基本的なものは提供します。ただし、利用者自身の希望がかなわない場合には、ご持参ください。
- (6) 機能訓練 身体機能や日常生活動作能力に合わせた居室環境調整などのサービスを提供します。
- (7) 生活相談 入所中の生活やご自宅の介護等について相談できます。
- (8) 健康管理 入所中に簡単な健康チェックを行います。又、1週当たり1回医務室にて健康相談・健康チェックを受けることができます。
- (9) 理美容 理容・美容サービスを実施しております。
- (10) レクリエーション 年間を通じて各種の季節の行事等を行います。行事によっては別途自己負担金がかかります。詳しくは毎月の月間予定表等でお知らせします。
- (11) 送迎地域 入退所時の送迎は以下の地域とします。また、利用期間中、利用者の希望により外出する場合は、別に定める移送費を負担していただきます。
 - 1) 葛飾区： 全域
 - 2) 江戸川区： 松島1～4、本一色1～3、中央1～4、松本1～2、東小松川1、松江1～2、西一之江1～2、一之江1、大杉1～5、春江町2、新堀1～2、瑞江1、谷河内1、鹿骨1～6、東小岩5～6、北小岩1～7、平井6～7、南小岩1～8、西小岩1～5、東松本1～2、興宮町
 - 3) 墨田区： 全域
 - 4) 足立区： 東綾瀬1～3、綾瀬1～7、柳原1～2、千住曙町、千住旭町、日の出町、千住東2、東和1～5、加平1、谷中1～2

3 個人情報の保護

- (1) 東四つ木ほほえみの里（以下、「当施設」といいます）は、「短期入所生活介護東四つ木ほほえみの里利用契約書」（以下、「利用契約書」といいます）第14条に基づき、当施設が収集し、保有する全ての個人情報の保護を図ります。

i) 個人情報の利用目的

当施設は、その事業の遂行のために必要な個人情報を利用契約書第14条第2項に記載

される目的を達成する上で利用します。本人の同意を得ずに利用目的を超えて個人情報を取扱うことはいたしません。

ii) 本人に同意を得ることなく、個人情報を取扱う場合

次の各号に該当する場合は、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人情報を取扱うことができるものとします。ただし、その取扱いは、その必要かつ合理的な範囲とします。

a) 法令に基づく場合。

b) 人の生命、身体または財産を保護するために緊急の必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合。

c) 公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合。

d) 国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼす恐れがある場合。

iii) 個人情報の適正管理

当施設は、前述の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報を本人の同意を得た上で収集し、これを適正に管理します。

なお、個人情報の開示・訂正・追加・削除・第三者への提供の停止等については、本人確認の上、個人情報保護規程の定めるところにより、速やかに対応します。

4 料 金

指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用及び加算料金の1割、2割または3割と、滞在費、食費及び日常生活等に要する費用として、下記に定める利用料の合計額をお支払いいただきます。

滞在費及び食費については、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載してある食費等の限度額とします。

(1) 基本料金（1日当り）

短期入所生活介護

	1日当りの基本料金		1日当りの基本料金
要介護1	6,693円	要介護4	9,046円
要介護2	7,459円	要介護5	9,812円
要介護3	8,269円		

介護予防短期入所生活介護

要支援1	5,006円	要支援2	6,227円
------	--------	------	--------

注1) なお、連続して30日を超えて短期入所生活介護を利用した場合、基本料金が1日につき333円減額となります。また、介護予防短期入所生活介護の場合、要支援1は99円、要支援2は144円減額となります。

(2) 加算料金 1日当り

機能訓練体制加算	133円	個別機能訓練加算	621円
看護体制加算(Ⅰ)	44円	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	144円
看護体制加算(Ⅱ)	88円	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	166円
若年性認知症受入加算	1,332円	医療連携強化加算	643円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		244円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		199円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		66円	
療養食加算	1回につき	87円	
認知症行動緊急対応加算	最大7日間	2,220円	
緊急短期入所受入加算	最大7日間	999円	
送迎加算	片道1回	2,042円	
生活機能向上連携加算	1月につき	2,180円	
在宅中重度受入加算		看護体制加算(Ⅰ)算定時	4,673円
在宅中重度受入加算		看護体制加算(Ⅱ)算定時	4,628円
在宅中重度受入加算		看護体制加算(Ⅰ),(Ⅱ)算定時	4,584円
在宅中重度受入加算		看護体制加算なし	4,717円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	33円	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	44円
看取り連携体制加算	最大7日間	710円	
口腔連携強化加算	1月1回限り	555円	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	1,110円	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	111円	

注1) 看取り介護連携加算：要支援1・2の方は対象外です。

注2) 介護職員処遇改善加算(令和6年5月31日まで)

- i) 加算(Ⅰ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の83に相当する料金
- ii) 加算(Ⅱ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の60に相当する料金
- iii) 加算(Ⅲ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の33に相当する料金

注3) 介護職員等特定処遇改善加算(以下、新加算という)(令和6年5月31日まで)

- i) 新加算(Ⅰ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の27に相当する料金
- ii) 新加算(Ⅱ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の23に相当する料金

注4) 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、支援加算という)

(令和6年5月31日まで)

- i) 支援加算：基本料金に加算料金を加えた料金の1,000分の16に相当する料金

注5) 介護職員等処遇改善加算(令和6年6月1日から)

- i) 加算(Ⅰ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1000分の140に相当する料金
- ii) 加算(Ⅱ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1000分の136に相当する料金
- iii) 加算(Ⅲ)：基本料金に加算料金を加えた料金の1000分の113に相当する料金

iv) 加算 (IV) : 基本料金に加算料金を加えた料金の 1000 分の 90 に相当する料金
 注 6) 送迎地域は、以下の通りとする。

- i) 葛飾区 : 全域
- 2) 江戸川区 : 松島 1~4、本一色 1~3、中央 1~4、松本 1~2、東小松川 1、
 松江 1~2、西一之江 1~2、一之江 1、大杉 1~5、春江町 2、
 新堀 1~2、瑞江 1、谷河内 1、鹿骨 1~6、東小岩 5~6、
 北小岩 1~7、平井 6~7、南小岩 1~8、西小岩 1~5、
 東松本 1~2、興宮町
- 3) 墨田区 : 全域
- 4) 足立区 : 東綾瀬 1~3、綾瀬 1~7、柳原 1~2、千住曙町、千住旭町、
 日の出町、千住東 2、東和 1~5、加平 1、谷中 1~2

(3) 滞在費・食費 1日当り (令和6年7月31日まで)

滞 在 費		食 費	
個 室	多 床 室	朝食	504円
		昼食	750円
1, 171円	855円	夕食	586円

但し、特定(特例)入所者介護サービス費が適用の場合は下記のとおり。

費用負担限度額区分	滞 在 費		食 費
	個 室	多 床 室	
負担限度額第1段階	320円	0円	300円
負担限度額第2段階	420円	370円	600円
負担限度額第3段階①	820円	370円	1,000円
負担限度額第3段階②	820円	370円	1,300円

(令和6年8月1日から)

滞 在 費		食 費	
個 室	多 床 室	朝食	504円
		昼食	750円
1, 231円	915円	夕食	586円

費用負担限度額区分	滞 在 費		食 費
	個 室	多 床 室	
負担限度額第1段階	380円	0円	300円
負担限度額第2段階	480円	430円	600円
負担限度額第3段階①	880円	430円	1,000円
負担限度額第3段階②	880円	430円	1,300円

(4) その他の負担金

理容代	実費	レンタルTV	1日300円
美容代	実費	記録コピー代	1枚20円
日用品費Ⅰ	1日170円	日用品費Ⅱ	1日270円
日用品費Ⅲ	1日100円		
行事参加費	実費	クラブ参加費	実費
特別食	実費	電気代	1台1日50円
外出時移送費 (片道半径3km未満)			1回2,000円
外出時移送費 (片道半径3km以上)			1回4,000円
外出時移送費 (片道半径5km以上)			1回6,000円
外出時移送費 (片道半径10km以上15km未満)			1回10,000円

注1) 日用品費、レンタルTV代、外出時移送費、及び記録コピー代は消費税込みです。

注2) 日用品費は、希望者への提供とします。

注3) 日用品費Ⅰの内訳：BOXティッシュ、ボディーソープ、リンスインシャンプー、バスタオル(入浴用)、タオル(入浴用)、おしぼり、歯ブラシ、ヘアブラシ
日用品費Ⅱの内訳：BOXティッシュ、ボディーソープ(敏感肌用)、リンスインシャンプー(敏感肌用)、バスタオル(入浴用)、タオル(入浴用)、おしぼり、保湿剤、歯ブラシ、ヘアブラシ

※利用期間中に1度以上入浴を行った場合に算定します。

注4) 日用品費Ⅲの内訳：BOXティッシュ、歯ブラシ、ヘアブラシ、おしぼり

※利用期間中に1度も入浴を行わない場合に算定します。

注5) 電気代：携帯電話(スマートフォン、タブレットを含む)の充電器については、電気代は徴収しません。

注6) 外出時移送費：15km以上は2km毎に2,000円増しです。

5 その他の負担金

その他、行事参加費、日常生活でも必要な経費などは自己負担となります。

6 サービス提供記録の閲覧

利用者が希望する時は、短期入所サービス記録を無料で閲覧することができます。但し、短期入所サービス記録の複写物の交付を受ける時は、実費(1枚につき20円：消費税込み)がかかります。又、送付により複写物の交付を受ける時は、別に送付代(郵便料金)がかかります。

7 キャンセル料

利用前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

利用日の前日午後5時までに連絡があった場合	無 料
-----------------------	-----

利用日の前日午後5時までに連絡がなかった場合	料金の1日分の10% + 利用初日の喫食予定の食費分 + 利用初日の居住費
------------------------	---

8 支払方法

料金の合計額の請求書を利用月の翌月 10 日までに交付します。利用月の翌月 25 日までに現金、または当施設の指定口座に振り込みしていただきます。

月をまたいでご利用の場合は、月毎に清算させていただきます。

9 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する時は、退所日までの日数を基に計算します。以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合
- (2) 利用受け入れ日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合
- (4) 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

10 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

居宅サービス計画の作成を依頼している、居宅介護支援事業者に属する介護支援専門員を通じてお申込み下さい。利用期間決定後、契約を締結します。

尚、利用契約の前に、入院加療の必要や感染症の有無等の確認のため、当施設所定の様式により、医師の診断書の提出を求める場合があります。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

利用前に文書等での申し出によりいつでも解約できます。この時、その後の予約は無効となります。

② 以下の場合には、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります（自動終了）。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を請求書受け取りより 15 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合や、利用者や家族が当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は直ちに、又、やむを得ない事情により施設を閉鎖若しくは縮小する場合は、15 日前までに文書で通知すること

により、サービス利用契約を終了することがあります。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

1 1 短期入所サービス利用に当り、ご持参いただくもの

- ① 健康保険証あるいは後期高齢者医療証（初回利用、並びに変更時）
- ② 介護保険証、費用負担限度額認定証（初回利用、並びに変更時）
- ③ 健康チェック表、おくすり手帳(または薬剤情報提供書)
- ④ 現在服用中の薬・軟膏・湿布等
・薬については、氏名を記入して1回分ずつに分けてご持参ください。
- ⑤ 上履き

なお、利用中の衣類についてはレンタル品をご用意しています。ご利用されない場合には、下着(上下3組くらい)、普段着(3組くらい)、パジャマ、靴下(3足くらい)をご持参下さい。尚、持ち物には全てフルネームで記名をお願いします。

1 2 緊急時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合、あるいは心身の状態が急変した場合は、容体により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者に属する介護支援専門員へ連絡をいたします。

ただし、当施設では可能な限りの注意や目配り、事故が予見されることへの対応策については、事前に検討し、対策をとりますが、偶発的な事故や、利用者の自発的な行動により事故が発生した際には必ずしも責任を負えない事もあります。

1 3 非常災害対策

屋内消火補助散水栓やスプリンクラーなどの、消防設備や非常放送設備等を完備しており、非常時の際は自衛消防隊員が対応します。更に、地元町内会と災害活動応援協定を締結しております。

また、自家発電装置を有しており、利用者の生活に制限はかかりますが必要最低限の生活を維持します。同時に災害用備蓄品を保存しており、災害発生から3日間は食事の提供が可能です。

1 4 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合でも必要な介護サービスを継続的に提供するため、業務継続計画を策定し、定期的に研修や訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

1 5 虐待防止の推進

利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待防止のための指針を整備し、虐待の防止を検討する委員会を定期的に開催し、職員に対して虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

16 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情受付担当

生活相談員 TEL 03-5698-2341
 FAX 03-5698-2349
 Mail soudan@kyouseikai-hohoemi.jp
 受付時間 8:30～17:30

(2) 苦情解決第三者委員

以下の2名を選任しています。苦情受付担当者に申し出ができない場合には、苦情内容を郵送にて第三者委員に送付して下さい。

1. 竹嶋 和也 (元特定医療法人丸山会 ケア新小岩 事務長)

〒125-0061 東京都葛飾区亀有2-16-5-301

2. 中村 孝 (元葛飾区立小学校長)

〒125-0002 東京都葛飾区西亀有3-23-14

(3) 当施設以外に、区の相談・苦情窓口、東京都国民健康保険団体連合会等に苦情を申出る事が出来ます。

① 葛飾区役所福祉部福祉管理課企画係「福祉サービス苦情調整委員会」

電話番号 03-5654-8243

② 東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177 (午前9時から5時まで 平日のみ)

(4) 各階に「意見箱」を設置しています。投函されたご意見については、速やかに検討しその解決にあたります。

17 留意事項

(1) 来所・面会

当施設では、ご家族、ご友人の来所、面会を歓迎いたします。来所、面会時には1階受付の『面会カード』にご記入をお願いします。

・面会時間 午前9時00分から午後8時00分まで

※時間外につきましては、事前にご相談ください。なお、11月から3月までは小学生以下の面会は禁止といたします。

※体調不良の方の面会は禁止といたします。

※感染症の流行期には、面会時間を制限し、対面による面会方法を変更することがあります。

(2) 外出

外出の際には、『外出・外泊届』を必ず提出して下さい。なお、事前に外出の予定が決まっている場合には、事前にご連絡下さい。

※感染症の流行期には、外出を制限することがあります。

(3) 居室・設備・器具備品類の利用

居室や設備・器具備品類は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によ

り破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。

(4) 飲酒

時間、場所についてはご相談ください。この場合、くれぐれも他利用者にご迷惑のかからないようお願いいたします。なお、利用者の既往症によっては主治医に相談させていただく場合もあります。

(5) 喫煙

施設内には喫煙所がございません。利用者が喫煙をされる場合は、必ず職員またはご家族付添いの上、指定の喫煙場所をお願いします。なお、利用者の既往症によっては主治医に相談させていただく場合もあります。

(6) 食べ物の持ち込み、差し入れ

食べ物の持ち込みについては、利用者が食べられるものを食べられる量だけとしてください。食べた内容、量については必ず職員に申し出て下さい。万が一余った場合は、賞味期限まで期限のある食べ物については職員にお預けください。また、差し入れについては「施設内の持ち込み基準」にあったものとし、利用者へ直接渡さず、職員にお預けください。

なお、食中毒等の感染症流行期である6月1日から10月31日までの期間については、刺身、寿司等の生ものを使用した食べ物の差し入れはお断りします。

(7) 迷惑行為

騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。他利用者や職員に対するハラスメント行為や不当要求等は重大な背信行為として厳正に対応させていただきます。

(8) 宗教活動および政治活動

施設内での他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

(9) 通院、入院時の付添い、送迎

利用者の主治医への通院、入院の際には、当施設職員付添いのもと当施設の車両にて送迎いたします。

主治医以外の通院、入院の際にはご家族の付添い、並びに車の手配をお願いします。ただし、送迎については、事前に日時のご連絡をいただき、他の送迎時間と重複しない場合は、当施設の車両にて送迎いたします。

1.8 施設の設置・運営について

設置・運営法人の概要

社会福祉法人共生会 理事長 福島 俊彦

本部所在地 東京都葛飾区東四つ木一丁目12番17号

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 児童養護施設の経営

(ハ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ハ) 子育て短期支援事業の経営
- (ニ) 保育所の経営
- (3) 公益事業
 - (イ) 放課後子ども教室推進事業
 - (ロ) 地域包括支援センターの経営
- (4) 収益事業
 - (イ) 不動産賃貸業

東四つ木ほほえみの里拠点の施設

- (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 1ヶ所
- (2) 老人短期入所事業（短期入所生活介護） 1ヶ所
- (3) 地域包括支援センター 1ヶ所

短期入所生活介護の利用開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 東京都葛飾区東四つ木二丁目26番15号
名称 社会福祉法人 共生会 東四つ木ほほえみの里

管理者 施設長 大門 美 恵

説明者 生活相談員

私は、「社会福祉法人共生会 短期入所生活介護重要事項説明書」により、事業者から短期入所生活介護の利用についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名

(利用者との続柄)